令和７年（フ）第９０９号
埼玉県上尾市浅間台三丁目22番地５　パルティール上尾Ａ一101
破産者　平野　和平
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第３３０号
山梨県笛吹市八代町北441番地３
破産者　若杉　克己
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第４５号
長野県飯田市長野原179番地１
破産者　塩沢　恵美
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

令和４年（フ）第１９４号
愛知県一宮市玉野字西田島62番地
破産者　おもてなし横丁こと　岩田　浩斉
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第７５号
北九州市八幡西区東川頭町５番30号（105）、開始決定時の住所北九州市八幡東区祇園１丁目12番10号
破産者　岡本　美香
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２３４７号
北海道恵庭市中島町６丁目10番地３　（エクセレンス202号）
破産者　伊東みゆき
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２０号
群馬県利根郡みなかみ町湯原947番地１
破産者　ムラタヨシユキのオーダースイーツこと　村田　昌宏
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和７年（フ）第２５０号
長野県飯山市大字常盤9271番地２
破産者　小林　利男
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１６９号
神奈川県川崎市多摩区長尾７丁目15番６一505号、申立時の住所静岡県富士宮市猪之頭1337番地の16
破産者　寺崎　幸治
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（フ）第９３３号
愛知県春日井市上条町２丁目28番地４
破産者　ネイルサロンシャインミーこと　松本　英寛
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和５年（フ）第３４５号
奈良県生駒郡三郷町立野北２丁目10番19号、開始決定時の住所奈良県生駒郡三郷町立野北２丁目９番１号
破産者　瀬川　　学
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１９６号
奈良市右京五丁目９番地　平城右京団地34一501
破産者　高橋　正親
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第２７８号
福岡県柳川市西浜武762番地13　サカイタウン西浜武３号棟、前住所福岡県久留米市城島町内野256番地３
破産者　木元健児郎
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（フ）第８４５号
北九州市八幡西区星ケ丘６丁目７番22号
破産者　高橋建設ことノエビア桜木営業所こと　高橋　　憲
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第３６３号
兵庫県高砂市伊保港町１丁目７番23号
破産者　ブティックブランチェこと　酒井　正秀
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

免責許可決定

令和８年（フ）第２４０号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺４丁目７番49一３号、前住所石川県野々市市高橋町18番３号サウスコート105号
破産者　菅野　敦史
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３８５号
千葉県松戸市根本８番地の18　ニュー田中マンション305号、前住所千葉県松戸市上本郷907番地の３　メゾン・プラッツ103号
破産者　小川　　昇
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部